

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第22号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成17年鴨川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。